



埼玉県報

第 2685 号
平成 27 年(2015 年)
4 月 7 日
火曜日

目次

告示

- 予算の公表（財政課）
- 予算の公表（財政課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター東松山事務所）
- 児玉土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 土砂災害警戒区域等の指定（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 越谷都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 埼玉県景観計画の変更（田園都市づくり課）
- 県道三芳富士見線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道ときがわ坂戸線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道平方東京線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道吉場安行東京線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 埼玉県立がんセンターの次世代ゲノムシーケンサーの調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センターの NICU 用患者監視装置の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第三百六十四号

埼玉県議会平成二十七年二月定例会において議決された平成二十七年埼玉県一般会計予算並びに平成二十七年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成27年度埼玉県一般会計予算

平成27年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,828,998,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 県 税		710,000,000
	1 県 民 税	325,251,000
	2 事 業 税	121,741,000
	3 地 方 消 費 税	98,974,000
	4 不 動 産 取 得 税	16,590,000
	5 県 た ば こ 税	8,028,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,318,000
	7 自 動 車 取 得 税	6,139,997
	8 軽 油 引 取 税	46,435,998
	9 自 動 車 税	84,499,000
	10 鉱 区 税	4,819
	11 狩 猟 税	18,180
12 旧 法 に よ る 税	6	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		208,319,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	208,319,000

3 地 方 譲 与 税		112,954,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	108,815,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,911,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	227,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3,559,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,559,000
5 地 方 交 付 税		182,900,000
	1 地 方 交 付 税	182,900,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,953,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,953,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,009,361
	1 分 担 金	116,620
	2 負 担 金	2,892,741
8 使 用 料 及 び 手 数 料		24,382,289
	1 使 用 料	13,588,541
	2 手 数 料	10,793,748

款	項	金額
9 国庫支出金		164,182,980
	1 国庫負担金	120,181,213
	2 国庫補助金	37,943,208
	3 委託金	6,058,559
10 財産収入		9,794,029
	1 財産運用収入	7,110,598
	2 財産売却収入	2,683,431
11 寄附金		123,384
	1 寄附金	123,384
12 繰入金		95,303,489
	1 特別会計繰入金	4,276,661
	2 基金繰入金	91,026,828
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		36,798,468
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,173,776

	2 預 金 利 子	34,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	4,957,264
	4 受 託 事 業 収 入	3,854,190
	5 収 益 事 業 収 入	14,217,753
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	49,000
	7 雑 入	11,512,485
15 県 債		275,219,000
	1 県 債	275,219,000
歳 入	合 計	1,828,998,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,183,545
	1 議 会 費	3,183,545
2 総 務 費		94,140,112
	1 総 務 管 理 費	23,067,546
	2 企 画 費	3,925,667
	3 県 民 費	8,013,686
	4 環 境 費	11,713,133
	5 徴 税 費	27,937,187
	6 市 町 村 振 興 費	5,368,465
	7 選 挙 費	3,825,808
	8 防 災 費	6,019,197
	9 統 計 調 査 費	3,652,027
	10 人 事 委 員 会 費	296,358
11 監 査 委 員 費	321,038	
3 民 生 費		317,015,239
	1 社 会 福 祉 費	239,421,763

	2 児 童 福 祉 費	65,792,751
	3 生 活 保 護 費	11,260,236
	4 災 害 救 助 費	540,489
4 衛 生 費		65,978,532
	1 公 衆 衛 生 費	35,658,800
	2 環 境 衛 生 費	1,284,916
	3 保 健 所 費	3,833,208
	4 医 薬 費	15,723,946
	5 公 営 企 業 支 出 金	9,477,662
5 労 働 費		6,210,749
	1 労 政 費	2,310,661
	2 職 業 訓 練 費	3,738,249
	3 労 働 委 員 会 費	161,839
6 農 林 水 産 業 費		22,711,625
	1 農 業 費	9,697,420
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	358,781
	3 畜 産 業 費	1,310,455

款	項	金額
	4 林業費	4,187,065
	5 農地費	7,157,904
7 商工費		15,917,698
	1 商工業費	15,797,507
	2 観光費	120,191
8 土木費		108,568,023
	1 土木管理費	11,332,530
	2 道路橋りょう費	48,229,919
	3 河川費	26,937,313
	4 都市計画費	20,370,645
	5 住宅費	1,697,616
9 警察費		140,816,414
	1 警察管理費	130,150,560
	2 警察活動費	10,665,854
10 教育費		536,890,658
	1 教育総務費	68,910,228

	2 小 学 校 费	163,180,647
	3 中 学 校 费	100,415,730
	4 高 等 学 校 费	100,767,955
	5 特 别 支 援 学 校 费	43,666,288
	6 大 学 费	2,166,833
	7 私 立 学 校 费	51,157,268
	8 社 会 教 育 费	4,848,413
	9 保 健 体 育 费	1,777,296
	11 灾 害 复 旧 费	2,718,736
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	20,416
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	2,698,320
12 公 债 费	277,335,676	
	1 公 债 费	277,335,676
13 诸 支 出 金	236,989,555	
	1 公 营 企 业 支 出 金	15,243,555
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	94,105,000
	3 利 子 割 交 付 金	1,600,000

款	項	金 額
	4 配 当 割 交 付 金	4,874,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,221,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	106,456,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,675,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,500,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,301,000
	10 利 子 割 精 算 金	14,000
14 予 備 費		521,438
	1 予 備 費	521,438
歳 出	合 計	1,828,998,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	県立文化施設整備事業費	5,431,885	平成27年度	660,609
				平成28年度	4,771,276
8 土木費	4 都市計画費	さいたまスーパーアリーナ・けやきひろば大規模改修費	2,442,037	平成27年度	1,223,053
				平成28年度	1,218,984
9 警察費	1 警察管理費	岩槻警察署庁舎建設費	3,459,141	平成27年度	137,728
				平成28年度	338,410
				平成29年度	1,738,655
				平成30年度	1,244,348

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成27年度発行分）	平成27年度から 平成37年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から 平成42年度まで	19,242
私立学校振興資金融資損失補償（平成27年度融資分）	平成27年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
環境創造資金利子補給（平成27年度融資分）	平成28年度から 平成37年度まで	33,600

<p>独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成27年度融資分）</p>	<p>平成28年度から 平成47年度まで</p>	<p>260,848</p>
<p>特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成27年度融資分）</p>	<p>平成27年度以降</p>	<p>回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額</p>
<p>小規模事業資金損失補償（平成15年度保証分・平成27年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成27年度から 平成35年度まで</p>	<p>県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額</p>
<p>小規模事業資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から 平成45年度まで</p>	<p>県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>起業家育成資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から 平成45年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>

<p>経営安定資金損失補償（平成15年度保証分・平成27年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成27年度から平成35年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から平成42年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、</p>

事 項	期 間	限 度 額
		大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。） にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関 連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指 定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法 第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあ つては5分の1に相当する額
経営支援特別融資損失補償（平成15年度保証分・平 成27年度損失補償対象期間延長分）	平成27年度から 平成35年度まで	県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び 経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範 囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行っ たことによって生じた代位弁済額の元金から中小企 業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険 金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただ し、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の 額を控除した額に相当する額
経営支援緊急融資損失補償（平成9年度保証分・平成 27年度損失補償対象期間延長分）	平成27年度から 平成35年度まで	県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉 県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによ つて生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した 額に相当する額

<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から 平成45年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
<p>事業資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から 平成42年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
<p>借換資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から平成45年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>

要件緩和型経営安定資金損失補償（平成27年度保証分）	平成27年度から平成42年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から平成42年度まで	2,574,831
中小企業組合エネルギー対策融資利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から平成37年度まで	200,000
勤労者支援資金損失補償（平成27年度保証分）	平成27年度から平成33年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額

事 項	期 間	限 度 額
離職者等委託訓練事業（平成27年度契約分）	平成28年度	691,610
農地利用集積事業資金損失補償（平成27年度融資分）	平成27年度から 平成38年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から 平成48年度まで	167,928
農業災害復旧経営資金利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から 平成34年度まで	3,948
農業災害復旧経営資金損失補償（平成27年度融資分）	平成27年度から 平成34年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

卸売市場施設整備資金利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から 平成34年度まで	1,305
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成27年度借入分）	平成27年度から 平成78年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
農地防災事業	平成28年度	37,200
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成27年度取得分）	平成28年度から 平成37年度まで	1,344,556

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成27年度借入分）	平成27年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
埼玉県道路公社借入金債務保証（平成27年度借入分）	平成27年度以降	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	平成28年度	1,700,000
水防情報システム整備事業	平成28年度から 平成29年度まで	279,819

社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成 2 8 年 度	100,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成 2 7 年度建設分）	平成 2 8 年度から 平成 5 1 年度まで	350,067
学力・学習状況調査実施事業（平成 2 7 年度契約分）	平成 2 8 年 度	150,521
県立高等学校区画整理事業清算金	平成 2 8 年度から 平成 3 7 年度まで	933,632

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	52,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	1,000,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	4,978,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	67,000	同上	同上	同上
次世代自動車整備事業	18,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	13,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	57,000	同上	同上	同上

石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同	上	同	上	同	上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	546,000	同	上	同	上	同	上
防災学習センター施設整備事業	36,000	同	上	同	上	同	上
防災ヘリコプター消防無線高度化 推進事業	790,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	1,049,000	同	上	同	上	同	上
消防学校施設整備事業	28,000	同	上	同	上	同	上
災害救助資機材整備事業	24,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (救急救命士養成所) 負担金	203,000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	10,000	同	上	同	上	同	上
発達障害支援総合推進センター (仮称) 設備整備事業	23,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小児医療センター新病院建設費（発達障害支援総合推進センター（仮称））負担金	198,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
心身障害児（者）援護施設等整備事業	967,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	3,136,000	同上	同上	同上
総合リハビリテーションセンター設備整備事業	292,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	384,000	同上	同上	同上
県民健康福祉村改修事業	11,000	同上	同上	同上
衛生研究所施設整備事業	1,134,000	同上	同上	同上

小児医療センター新病院建設費 (総合医局機構) 負担金	329,000	同	上	同	上	同	上
農林振興センター等低公害車整備事業	8,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校移転整備事業	106,000	同	上	同	上	同	上
農林総合研究センター施設整備事業	442,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	36,000	同	上	同	上	同	上
家畜保健衛生所施設整備事業	27,000	同	上	同	上	同	上
寄居林業事務所改修事業	10,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	18,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	117,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	246,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単自治山事業	183,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
治山事業	120,000	同 上	同 上	同 上
地すべり防止事業	31,000	同 上	同 上	同 上
県単農業基盤整備事業	1,146,000	同 上	同 上	同 上
農業基盤整備事業	552,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業（土地改良）負担金	259,000	同 上	同 上	同 上
産業文化センター施設整備事業	92,000	同 上	同 上	同 上

県単独道路建設事業	17,470,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	160,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,287,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	3,678,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	3,648,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	632,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	556,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	500,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	18,832,000	同	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	959,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独街路事業	1,492,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
街路事業	2,331,000	同上	同上	同上
県単独公園事業	2,481,000	同上	同上	同上
公園事業	697,000	同上	同上	同上
警察職員退職手当	1,000,000	同上	同上	同上
警察署等低公害車整備事業	37,000	同上	同上	同上
警察署庁舎建設事業	3,521,000	同上	同上	同上

交通安全施設整備事業	933,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	6,000,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	5,610,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	3,837,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	1,077,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (特別支援学校)負担金	767,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	199,000	同	上	同	上	同	上
私立学校耐震改修事業	900,000	同	上	同	上	同	上
史跡整備事業	12,000	同	上	同	上	同	上
都市施設災害復旧事業	894,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業出資金	2,937,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
臨時財政対策債	170,000,000	同	同上	同上

平成27年度埼玉県公債費特別会計予算

平成27年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,909,803千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		286,525,803
	1 一 般 会 計 繰 入 金	188,115,496
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,794,307
	3 基 金 繰 入 金	96,616,000

款	項	金 額
2 県 債		256,384,000
	1 県 債	256,384,000
歳 入	合 計	542,909,803

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		542,909,803
	1 公 債 費	542,909,803
歳 出	合 計	542,909,803

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成12年度、平成17年度 及び平成22年度発行 県債償還金	254,408,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成17年度発行県債償還金	1,976,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成27年度埼玉県証紙特別会計予算

平成27年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,837,210千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		15,837,209
	1 証 紙 収 入	15,837,209
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	15,837,210

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		15,829,210
	1 一 般 会 計 繰 出 金	15,829,210
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出	合 計	15,837,210

平成27年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成27年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,861,733千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		45,409
	1 財 産 運 用 収 入	45,409
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,316,323

	1 貸付金元利収入	6,316,323
歳入	合計	13,861,733

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 市町村振興事業費		13,861,733
	1 市町村振興事業費	13,861,733
歳出	合計	13,861,733

平成27年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成27年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ410,466千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		196,627
	1 国 庫 負 担 金	196,627
2 財 産 収 入		17,211
	1 財 産 運 用 収 入	17,211
3 繰 入 金		196,626
	1 基 金 繰 入 金	196,626
4 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入	合計	410,466

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		410,466
	1 救助費	393,254
	2 基金積立金	17,212
歳出	合計	410,466

平成27年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成27年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,278,592千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		5,221
	1 国 庫 補 助 金	5,221
2 繰 入 金		197,516
	1 繰 入 金	197,516

3 繰越金		308,460
	1 繰越金	308,460
4 諸収入		407,961
	1 貸付金元利収入	403,429
	2 預金利子	181
	3 雑収入	4,351
5 県債		359,434
	1 県債	359,434
歳入合計		1,278,592

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		1,278,592
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	1,278,592
歳出合計		1,278,592

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	359,434	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成27年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

平成27年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ658,435千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,935
	1 繰 入 金	6,935
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		549,500
	1 預 金 利 子	100
	2 貸 付 金 元 利 収 入	549,395
	3 雑 入	5
歳 入	合 計	658,435

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		656,435
	1 資 金 貸 付 費	656,435
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		658,435

平成27年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成27年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,150千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		22,467
	1 繰入金	30
	2 繰越金	1
	3 諸収入	22,436
2 就農支援資金業務勘定収入		435
	1 繰入金	395
	2 繰越金	38
	3 諸収入	2

款	項	金 額
3 農業改良資金貸付勘定収入		8,538
	1 繰越金	8,538
4 農業改良資金業務勘定収入		1,710
	1 繰入金	1,456
	2 繰越金	248
	3 諸収入	6
歳 入	合 計	33,150

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		22,467
	1 就農支援資金貸付費	22,467
2 就農支援資金業務勘定		435
	1 管理指導事務費	425
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		8,538
	1 農業改良資金貸付費	8,538
4 農業改良資金業務勘定		1,710
	1 管理指導事務費	1,510
	2 予備費	200
歳 出 合 計		33,150

平成27年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成27年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,490千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		38,800
	1 繰入金	50
	2 繰越金	21,289
	3 諸収入	17,461
2 業務勘定収入		690
	1 繰越金	590
	2 諸収入	100
歳 入	合 計	39,490

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業 務 勘 定		690
	1 管 理 指 導 事 務 費	670
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		39,490

平成27年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成27年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,393千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		955
	1 財 産 運 用 収 入	955
2 繰 入 金		16,103
	1 繰 入 金	16,103
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		34,334

	1 貸付金元利収入	34,333
	2 雑入	1
歳入	合計	51,393

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		50,393
	1 本多静六博士育英事業費	50,393
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	51,393

平成27年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成27年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,082,593千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		82,343
	1 財 産 運 用 収 入	82,343
2 繰 入 金		1,000,248
	1 繰 入 金	1,000,248
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	1,082,593

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,082,593
	1 用地事業費	1,082,593
歳出	合計	1,082,593

平成27年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成27年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,716,496千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,313,001
	1 住 宅 使 用 料	8,313,001

2 国 庫 支 出 金		1,820,095
	1 国 庫 補 助 金	1,820,095
3 財 産 収 入		53,967
	1 財 産 運 用 収 入	53,967
4 繰 入 金		1,813,839
	1 繰 入 金	1,813,839
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		27,593
	1 敷 金 運 用 収 入	1,480
	2 雑 入	26,113
7 県 債		1,688,000
	1 県 債	1,688,000
歳 入 合 計		13,716,496

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		8,977,057
	1 住 宅 管 理 費	5,321,739
	2 住 宅 建 設 費	3,655,318
2 繰 出 金		3,994,311
	1 繰 出 金	3,994,311
3 公 債 費		735,128
	1 公 債 費	735,128
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		13,716,496

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成27年度公営住宅建設費	3,542,186	平成27年度	185,193
				平成28年度	1,129,834
	平成29年度	1,834,309			
	平成30年度	392,850			
		平成27年度公営住宅解体事業費	172,465	平成27年度	13,459
				平成28年度	159,006

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,688,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成27年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成27年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ519,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		459,815
	1 繰 入 金	459,815

款	項	金 額
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		60,049
	1 貸 付 金 元 利 収 入	59,531
	2 預 金 利 子	159
	3 雑 入	359
歳 入	合 計	519,866

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金事業費		519,866
	1 高等学校等奨学金事業費	519,866
歳 出	合 計	519,866

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成27年度保証分）	平成27年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成27年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成27年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,128,421千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		60,501
	1 入 場 料 収 入	60,500
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		25,593,687
	1 投 票 券 発 売 収 入	25,537,686
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		243,468

	1 財 産 運 用 収 入	243,467
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		230,763
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	230,761
歳 入 合 計		26,128,421

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		208,316
	1 公 営 競 技 総 務 費	208,316
2 公 営 競 技 事 業 費		25,696,352
	1 公 営 競 技 事 業 費	25,696,352
3 繰 出 金		217,753
	1 繰 出 金	217,753
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		26,128,421

平成27年度埼玉県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数

循環器・呼吸器病センター	319床
が ん セ ン タ ー	503床
小 児 医 療 セ ン タ ー	300床
精 神 医 療 セ ン タ ー	183床

2 患 者 数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	97,355 人	82,181 人
が ん セ ン タ ー	152,244	223,486
小 児 医 療 セ ン タ ー	96,770	148,813
精 神 医 療 セ ン タ ー	56,144	30,618

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	266 人	338 人
が ん セ ン タ ー	416	920
小 児 医 療 セ ン タ ー	264	612
精 神 医 療 セ ン タ ー	153	126

3 主なる建設改良事業

22,150,232 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益

48,716,290 千円

第1項 医業収益

39,016,664 千円

第2項 医業外収益

9,548,112 千円

第3項 特別利益

151,514 千円

支 出

第1款	病院事業費用	49,421,395 千円
第1項	医業費用	48,084,325 千円
第2項	医業外費用	832,719 千円
第3項	特別損失	484,351 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,524,149千円は、減債積立金606,369千円及び過年度分損益勘定留保資金1,917,780千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	21,524,113 千円
第1項	企業債	18,530,000 千円
第2項	他会計負担金	1,204,016 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	補助金	199,000 千円
第5項	国庫補助金	23,451 千円
第6項	寄附金	1 千円
第7項	受託金	1,567,644 千円

支 出

第1款 資本的支出	24,048,262 千円
第1項 建設改良費	22,150,232 千円
第2項 企業債償還金	1,898,030 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
循環器・呼吸器病センター気送管設備改修費	平成 2 8 年 度	138,402
小児医療センター新病院移転業務	平成 2 8 年 度	723,200
小児医療センター新病院備品整備費	平成 2 8 年 度	2,876,352
小児医療センター新病院医療情報システム開発	平成 2 8 年 度	1,270,512

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 18,530,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 22,012,210 千円

(2) 交際費 19,711,200 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,102,230千円と定める。

平成27年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 給水事業所数 | 151 社 |
| (2) 年間総給水量 | 70,982,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 193,940 m ³ |
| (4) 主なる建設工事 | 138,048 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			2,296,342 千円
第1項 営業収益			2,047,542 千円
第2項 営業外収益			248,799 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 事業費			2,065,677 千円
第1項 営業費用			1,999,848 千円

第2項	営業外費用	61,828 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,230,645千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,824千円、建設改良積立金270,000千円、減債積立金140,310千円及び過年度分損益勘定留保資金755,511千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,670,850 千円
第1項	建設補助金		370,200 千円
第2項	長期貸付金償還金		1,300,000 千円
第3項	他会計補助金		648 千円
第4項	固定資産売却代金		1 千円
第5項	雑収入		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		2,901,495 千円
第1項	建設改良費		2,261,185 千円

第2項	投資有価証券	500,000 千円
第3項	企業債償還金	140,310 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職員給与費	295,018 千円
(2)	交際費	41 千円

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,748千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,729千円と定める。

平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	637,645,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,742,199 m ³
(4) 主なる建設工事	7,358,099 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			48,352,363 千円
第1項 営業収益			42,798,240 千円
第2項 営業外収益			5,554,122 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 事業費			46,257,191 千円

第1項	営業費用	40,433,394 千円
第2項	営業外費用	5,783,796 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,922,122千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,110,230千円及び過年度分損益勘定留保資金18,811,892千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	18,043,402 千円
第1項	建設補助金	2,688,987 千円
第2項	企業債	10,000,000 千円
第3項	他会計出資金	5,137,489 千円
第4項	他会計補助金	216,775 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	150 千円

支 出

第1款	資本的支出	37,965,524 千円
第1項	建設改良費	20,683,338 千円
第2項	企業債償還金	10,869,578 千円

第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,300,000 千円
第4項	機構負担年賦金	5,072,608 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	浄水場備蓄施設整備事業	6,976,992	平成27年度	458,347
				平成28年度	2,582,770
				平成29年度	3,457,225
				平成30年度	478,650
		吉見浄水場拡張関連整備（I期）事業	5,432,204	平成27年度	256,420
				平成28年度	291,000
				平成29年度	774,336
				平成30年度	2,045,984
				平成31年度	2,064,464
大久保浄水場中央系送水電気設備更新事業	2,263,079	平成27年度	60,262		
		平成28年度	905,838		
		平成29年度	1,296,979		

款	項	事業名	総額	年度	年割額
		行田浄水場送水電気設備更新事業	2,252,248	平成27年度	53,167
				平成28年度	544,410
				平成29年度	612,854
				平成30年度	1,041,817

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
大久保浄水場北系沈砂池流入水路機械設備設置工事	平成28年度	194,000
行田浄水場B・D系ろ過池サイフォン等機械設備更新工事	平成28年度	1,042,000
行田浄水場送水管路流調弁設置工事	平成28年度	521,000

吉見浄水場次亜塩素貯槽等更新工事	平成28年度	191,000
水総合管理システム整備事業	平成28年度から 平成30年度まで	1,360,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 10,000,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	3,387,554 千円
(2) 交 際 費	536 千円
(他会計からの補助金)	

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、914,629千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、513,365千円と定める。

平成27年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅 地 売 却 面 積	149,473 m ²
(2) 主 なる 建 設 工 事	4,938,123 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事 業 収 益			8,335,120 千円
第1項	営 業 収 益			8,176,299 千円
第2項	営 業 外 収 益			118,618 千円
第3項	特 別 利 益			40,203 千円
		支	出	
第1款	事 業 費			7,020,956 千円
第1項	営 業 費 用			6,994,979 千円
第2項	営 業 外 費 用			5,976 千円

第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,846,134千円は、過年度分損益勘定留保資金4,846,134千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,536,643千円
第1項	長期貸付金償還金		1,505,011千円
第2項	他会計補助金		1,632千円
第3項	雑収入		30,000千円
		支	出
第1款	資本的支出		6,382,777千円
第1項	建設改良費		4,938,123千円
第2項	建設準備費		234,654千円
第3項	投資有価証券		1,010,000千円
第4項	予備費		200,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	加須 I C 東地区産業団地整備事業	4,491,773	平成 27 年度	1,554,903
				平成 28 年度	1,680,141
				平成 29 年度	1,256,729
		大 麻 生 ゴ ル フ 場 ク ラ ブ ハ ウ ス 改 築 事 業	1,601,544	平成 27 年度	654,989
				平成 28 年度	946,555

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 397,906 千円

(2) 交 際 費 298 千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,204千円である。

平成27年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 47. 市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 662,473,908 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 1,810,038 m ³ |
| (4) 主なる建設工事 | 21,513,800 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		49,853,049 千円
第1項	営業収益		29,695,789 千円
第2項	営業外収益		20,157,259 千円
第3項	特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	50,374,763 千円
第1項	営 業 費 用	48,249,790 千円
第2項	営 業 外 費 用	2,063,972 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,094,702千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,917千円、過年度分損益勘定留保資金787,607千円及び当年度分損益勘定留保資金4,213,178千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	25,862,326 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,622,019 千円
第2項	建 設 負 担 金	5,173,243 千円
第3項	企 業 債	7,226,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	587,549 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	253,387 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	127 千円

支 出

第1款 資本的支出	30,957,028 千円
第1項 建設改良費	23,230,680 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	7,726,348 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成27年度契約分)	平成28年度	2,971,966
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成27年度契約分)	平成28年度から 平成29年度まで	3,387,276
荒川右岸流域下水道事業 (平成27年度契約分)	平成28年度	54,001
中川流域下水道事業 (平成27年度契約分)	平成28年度	1,472,728
古利根川流域下水道事業 (平成27年度契約分)	平成28年度	526,257

市野川流域下水道事業（平成27年度契約分）	平成28年度	49,091
利根川右岸流域下水道事業（平成27年度契約分）	平成28年度	90,328
中川流域太陽光発電事業	平成28年度から 平成48年度まで	1,296,000
古利根川流域太陽光発電事業	平成28年度から 平成48年度まで	1,178,200
荒川上流流域太陽光発電事業	平成28年度から 平成48年度まで	589,101
市野川流域太陽光発電事業	平成28年度から 平成48年度まで	294,560
利根川右岸流域太陽光発電事業	平成28年度から 平成48年度まで	1,178,200

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限 度 額 7,226,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,232,687 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,025,436千円である。

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

埼玉県議会平成二十七年二月定例会において議決された平成二十六年度埼玉県一般会計補正予算（第七号）、平成二十六年度埼玉県一般会計補正予算（第八号）、平成二十六年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県小規模企業者等整備導入資金特別会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県病院事業会計補正予算（第三号）、平成二十六年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）、平成二十六年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第一号）及び平成二十六年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）

平成26年度埼玉県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,205,949千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,806,723,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,890,964	26,884	2,917,848
	1 分担金	139,051	25,357	164,408
	2 負担金	2,751,913	1,527	2,753,440
9 国庫支出金		187,976,316	7,856,424	195,832,740
	2 国庫補助金	71,856,284	7,856,424	79,712,708
13 繰越金		1,960,185	2,580	1,962,765
	1 繰越金	1,960,185	2,580	1,962,765
14 諸収入		38,090,959	10,061	38,101,020
	4 受託事業収入	5,740,087	10,050	5,750,137
	7 雑収入	9,396,672	11	9,396,683
15 県債		344,601,000	1,310,000	345,911,000
	1 県債	344,601,000	1,310,000	345,911,000
歳入合計		1,797,517,543	9,205,949	1,806,723,492

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		125,152,989	22,018	125,175,007
	2 企画費	42,133,310	19,018	42,152,328
	3 県民費	7,398,569	3,000	7,401,569
3 民生費		322,002,921	1,892,302	323,895,223
	1 社会福祉費	229,096,427	1,644,881	230,741,308
	2 児童福祉費	79,784,461	247,421	80,031,882
4 衛生費		55,752,747	128,874	55,881,621
	1 公衆衛生費	27,303,422	41,292	27,344,714
	4 医薬費	13,645,647	87,582	13,733,229
5 労働費		7,732,511	21,022	7,753,533
	1 労政費	3,871,324	21,022	3,892,346
6 農林水産業費		49,228,717	1,201,634	50,430,351
	1 農業費	35,003,502	522,604	35,526,106
	4 林業費	5,086,870	566,300	5,653,170
	5 農地費	7,623,056	112,730	7,735,786

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		21,807,011	4,616,254	26,423,265
	1 商 工 業 費	21,698,796	4,302,178	26,000,974
	2 観 光 費	108,215	314,076	422,291
8 土 木 費		109,341,603	1,322,527	110,664,130
	2 道 路 橋 り よ う 費	50,575,431	480,000	51,055,431
	3 河 川 費	28,341,570	842,527	29,184,097
10 教 育 費		522,271,641	1,318	522,272,959
	5 特 別 支 援 学 校 費	38,379,894	1,318	38,381,212
歳 出 合 計		1,797,517,543	9,205,949	1,806,723,492

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	総合行政推進費	19,018
	3 県民費	女性チャレンジ総合支援事業費	3,000
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険制度推進事業費	261,500
		心身障害児(者) 援護施設等整備助成費	1,383,381
	2 児童福祉費	子育て環境づくり対策費	26,000
		保育所地域子育て支援事業費	221,421
4 衛生費	1 公衆衛生費	不妊治療助成費	41,292
	4 医薬費	周産期医療体制整備費 化粧品産業支援事業費	70,000 17,582
5 労働費	1 労政費	人材確保支援事業費	21,022

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	彩の国農産物地産地消推進費	500,000
		農産物加工流通促進費	10,010
		園芸振興対策費	12,594
	4 林 業 費	森林整備加速化・林業再生事業費	566,300
	5 農 地 費	かんがい排水事業費 団体営土地改良事業費	101,430 11,300
7 商 工 費	1 商 工 業 費	地域商業消費喚起支援事業費	4,278,011
		創業・ベンチャー育成支援事業費	24,167
	2 観 光 費	彩の国観光振興推進費	314,076
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	社会資本整備総合交付金（維持）事業費	100,000
		社会資本整備総合交付金（橋りょう維持）事業費	280,000
	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金（河川）事業費 社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費	562,000 30,527
10 教 育 費	5 特 別 支 援 学 校 費	就労支援推進事業費	1,318

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,085,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,546,000		(補正前に同じ。)	
農業基盤整備事業	679,000	同	上	同	上	706,000	(同)	上)
道路事業	5,751,000	同	上	同	上	5,932,000	(同)	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業	3,312,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	3,589,000		(補正前に同じ。)	
砂防事業	697,000	同上	同上	同上	711,000		(同上)	
直轄事業負担金	24,501,000	同上	同上	同上	24,851,000		(同上)	

平成26年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成26年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	18,016,350 千円	324,000 千円	18,340,350 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金520,853千円」を「建設改良積立金18,550千円、減債積立金207,355千円、過年度分損益勘定留保資金761,578千円」に、「4,343,900千円」を「3,877,270千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	20,511,663	324,000	20,835,663
第1項 建 設 補 助 金	10,859,422	194,000	11,053,422

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第2項 建設負担金	4,046,118	65,000	4,111,118
第3項 企業債	4,663,000	65,000	4,728,000

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	25,401,817	324,000	25,725,817
第1項 建設改良費	19,161,256	324,000	19,485,256

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額中「4,663,000千円」を「4,728,000千円」に改める。

平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）

平成26年度埼玉県一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41,347,343千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,765,376,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		661,200,000	18,800,000	680,000,000
	1 県 民 税	324,438,000	15,704,000	340,142,000
	2 事 業 税	102,997,000	5,425,000	108,422,000
	3 地 方 消 費 税	71,286,000	△2,329,000	68,957,000
2 地方消費税清算金		138,627,000	341,000	138,968,000
	1 地方消費税清算金	138,627,000	341,000	138,968,000
3 地方譲与税		110,261,000	10,197,000	120,458,000
	1 地方法人特別譲与税	106,245,000	10,197,000	116,442,000
4 地方特例交付金		3,776,000	△147,223	3,628,777
	1 地方特例交付金	3,776,000	△147,223	3,628,777
5 地方交付税		184,380,991	3,313,277	187,694,268
	1 地方交付税	184,380,991	3,313,277	187,694,268
7 分担金及び負担金		2,917,848	△573,116	2,344,732
	1 分 担 金	164,408	△54,929	109,479

	2 負 担 金	2,753,440	△518,187	2,235,253
8 使用料及び手数料		20,431,317	1,713	20,433,030
	1 使 用 料	9,472,809	1,809	9,474,618
	2 手 数 料	10,958,508	△96	10,958,412
9 国 庫 支 出 金		195,832,740	△10,063,500	185,769,240
	1 国 庫 負 担 金	109,893,743	△23,342	109,870,401
	2 国 庫 補 助 金	79,712,708	△9,366,954	70,345,754
	3 委 託 金	6,226,289	△673,204	5,553,085
10 財 産 収 入		11,103,247	△72,458	11,030,789
	1 財 産 運 用 収 入	7,122,103	△302,221	6,819,882
	2 財 産 売 払 収 入	3,981,144	229,763	4,210,907
11 寄 附 金		119,510	277,019	396,529
	1 寄 附 金	119,510	277,019	396,529
12 繰 入 金		90,215,054	△55,496,422	34,718,632
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,560,923	9,056	3,569,979
	2 基 金 繰 入 金	86,654,131	△55,505,478	31,148,653
13 繰 越 金		1,962,765	657,549	2,620,314

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	1,962,765	657,549	2,620,314
14 諸収入		38,101,020	4,349,818	42,450,838
	2 預金利息	63,000	△16,000	47,000
	3 貸付金元利収入	5,922,046	△580,934	5,341,112
	4 受託事業収入	5,750,137	△201,328	5,548,809
	5 収益事業収入	14,715,917	5,242,351	19,958,268
	7 雑収入	9,396,683	△94,271	9,302,412
15 県債		345,911,000	△12,932,000	332,979,000
	1 県債	345,911,000	△12,932,000	332,979,000
歳入	合計	1,806,723,492	△41,347,343	1,765,376,149

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,144,403	△172,836	2,971,567
	1 議会費	3,144,403	△172,836	2,971,567
2 総務費		125,175,007	△7,474,894	117,700,113
	1 総務管理費	22,035,957	4,531,330	26,567,287
	2 企画費	42,152,328	△7,369,243	34,783,085
	3 県民費	7,401,569	△280,198	7,121,371
	4 環境費	12,488,301	△1,148,326	11,339,975
	5 徴税費	26,070,045	△2,285,530	23,784,515
	6 市町村振興費	5,318,269	△510,649	4,807,620
	7 選挙費	3,193,261	△7,331	3,185,930
	8 防災費	4,671,981	△303,042	4,368,939
	9 統計調査費	1,248,186	△99,874	1,148,312
	10 人事委員会費	280,797	△1,520	279,277
	11 監査委員費	314,313	△511	313,802
3 民生費		323,895,223	△10,040,716	313,854,507

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	230,741,308	△5,526,945	225,214,363
	2 児童福祉費	80,031,882	△4,343,966	75,687,916
	3 生活保護費	12,344,464	△3,874	12,340,590
	4 災害救助費	777,569	△165,931	611,638
4 衛生費		55,881,621	△1,321,068	54,560,553
	1 公衆衛生費	27,344,714	△911,397	26,433,317
	2 環境衛生費	1,307,229	△9,059	1,298,170
	3 保健所費	3,975,787	△1,313	3,974,474
	4 医薬費	13,733,229	△399,299	13,333,930
5 労働費		7,753,533	△6,169	7,747,364
	1 労政費	3,892,346	379,140	4,271,486
	2 職業訓練費	3,700,044	△383,262	3,316,782
	3 労働委員会費	161,143	△2,047	159,096
6 農林水産業費		50,430,351	△8,917,056	41,513,295
	1 農業費	35,526,106	△6,958,001	28,568,105
	3 畜産業費	1,189,000	△7,994	1,181,006

	4 林業費	5,653,170	△1,106,459	4,546,711
	5 農地費	7,735,786	△844,602	6,891,184
7 商工費		26,423,265	△2,456,867	23,966,398
	1 商工業費	26,000,974	△2,454,578	23,546,396
	2 観光費	422,291	△2,289	420,002
8 土木費		110,664,130	△10,330,698	100,333,432
	1 土木管理費	11,245,703	△292,252	10,953,451
	2 道路橋りょう費	51,055,431	△3,267,455	47,787,976
	3 河川費	29,184,097	△3,638,231	25,545,866
	4 都市計画費	17,145,550	△2,625,658	14,519,892
	5 住宅費	2,033,349	△507,102	1,526,247
9 警察費		138,863,977	△1,763,230	137,100,747
	1 警察管理費	128,244,046	△1,754,158	126,489,888
	2 警察活動費	10,619,931	△9,072	10,610,859
10 教育費		522,272,959	△6,426,239	515,846,720
	1 教育総務費	70,236,402	△6,191,630	64,044,772
	2 小學校費	161,671,974	△10,791	161,661,183

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	99,081,541	△9,164	99,072,377
	4 高等学校費	94,648,153	△235	94,647,918
	5 特別支援学校費	38,381,212	11,897	38,393,109
	6 大学費	2,148,596	△46,689	2,101,907
	7 私立学校費	49,958,490	△14,181	49,944,309
	8 社会教育費	4,414,523	△62,958	4,351,565
	9 保健体育費	1,732,068	△102,488	1,629,580
11 災害復旧費		1,193,482	△209,370	984,112
	1 農林水産施設災害復旧費	122,229	△18,296	103,933
	2 土木施設災害復旧費	786,320	△37,677	748,643
	3 教育施設災害復旧費	284,933	△153,397	131,536
12 公債費		268,661,420	2,680,787	271,342,207
	1 公債費	268,661,420	2,680,787	271,342,207
13 諸支出金		171,864,121	5,091,013	176,955,134
	1 公営企業支出金	15,684,121	△1,102,170	14,581,951
	2 地方消費税清算金	66,182,000	△1,551,000	64,631,000

	4 配当割交付金	4,055,000	4,193,000	8,248,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	1,518,000	3,416,500	4,934,500
	6 地方消費税交付金	70,937,000	134,000	71,071,000
	10 利子割精算金	12,000	683	12,683
歳出	合計	1,806,723,492	△41,347,343	1,765,376,149

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	4 環境費	環境整備センター埋立事業費（浸出水処理施設増設工事）	903,744	平成26年度	696,860	775,418	平成26年度	568,534
				平成27年度	206,884		平成27年度	206,884
6 農林水産	1 農業費	農業大学校移転整備事業費	4,872,439	平成23年度	30,000	4,872,439	平成23年度	30,000
				平成24年度	1,791,016		平成24年度	1,791,016
				平成25年度	2,484,521		平成25年度	2,484,521
平成26年度	566,902			平成26年度	561,402			
		平成27年度		5,500				
		農林総合研究センター施設整備事業費	567,435	平成26年度	140,060	582,107	平成26年度	140,060
				平成27年度	427,375		平成27年度	442,047

7 商工費	1 商工業費	西部地域振興 ふれあい拠点 施設整備事業費	16,361,668	平成24年度 平成25年度 平成26年度	926,245 9,105,581 6,329,842	16,044,761	平成24年度 平成25年度 平成26年度	926,245 9,105,581 6,012,935
9 警察費	1 警察管理費	東入間警察署 庁舎建設費	2,757,323	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	141,967 137,845 1,378,203 1,099,308	2,720,973	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	141,967 137,845 1,378,203 1,062,958
		大宮警察署等 庁舎建設費	6,050,421	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	241,393 1,093,359 3,194,015 1,521,654	6,048,836	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	240,371 1,093,359 3,194,015 1,521,091
	1 教育総務費	県立高等学校防音 校舎空調設備設置 費（平成26年度 着工分）	708,334	平成26年度 平成27年度	141,669 566,665	708,295	平成26年度 平成27年度	141,630 566,665

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	4 高等学校費	県立学校大規模改修費（平成26年度着工分）	1,031,859	平成26年度	398,595	1,031,362	平成26年度	398,098
				平成27年度	633,264		平成27年度	633,264
	8 社会教育費	県立社会教育施設耐震改修費（平成26年度着工分）	221,349	平成26年度	55,513	221,302	平成26年度	55,466
				平成27年度	165,836		平成27年度	165,836

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理営繕事業費	179,000
	2 企画費	県内既設鉄道整備促進費	39,600
	4 環境費	自然公園等施設整備費	13,859
	8 防災費	防災ヘリコプター運航管理費 小児医療センター新病院建設費（救急救命士養成所）負担金	70,740 1,966
3 民生費	1 社会福祉費	小児医療センター新病院建設費（発達障害支援総合推進センター（仮称））負担金	1,919
		県立社会福祉施設整備費	25,464
		社会福祉施設等耐震化等特別対策事業費	900
	老人福祉施設整備助成費	187,720	
2 児童福祉費	子育て支援特別対策事業費	94,018	

款	項	事業名	金額
		放課後児童対策事業助成費	25,128
4 衛生費	4 医薬費	小児医療センター新病院建設費（総合医局機構）負担金	2,800
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成条件整備費	9,264,908
		埼玉園芸生産力強化支援費	115,584
		農業大学校移転整備事業費	531,000
		農林総合研究センター費	258,344
		農林総合研究センター施設整備事業費	249,210
	4 林業費	森林整備推進事業費	87,675
		水源地域の森づくり事業費	188,778
		里山・平地林再生事業費	38,047
		林業・木材産業構造改革事業費	133,070
		森林管理道整備事業費	302,578
		治山事業費	173,861

	5 農 地 費	ほ場整備事業費	176,290
		農地防災事業費	204,900
		中山間総合整備事業費	24,200
		農道整備事業費	71,500
		川のまるごと再生プロジェクト推進費	322,600
	2 道 路 橋 り ょ う 費	舗装道整備費	686,000
		道路環境整備費	150,000
		災害防除費	386,000
		電線地中化（道路）整備費	137,000
		自転車歩行者道整備費	706,000
		交差点整備費	570,000
		バリアフリー安全対策費	65,000
		道路安全施設費	223,000
		自転車通行環境整備費	15,520
		社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	1,517,000
		まちなか安心自転車レーン整備費	123,251

款	項	事業名	金額
8 土 木 費		通学路グリーンベルト整備費	22,004
		道路改築費	1,954,790
		道路改築事業費	535,902
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	3,149,849
		まちのシンボルロード整備費	16,548
		橋りょう修繕費	3,465,000
		橋りょう架換費	181,699
	3 河 川 費	排水機場等維持修繕費	332,000
		河川維持修繕費	87,000
		ダム等施設管理費	37,000
		河川改修調査費	7,000
		河川改修費	1,569,000
		新河岸川産業廃棄物処理対策費	2,090
		河川施設震災対策費	38,000
	河川消防水利整備費	69,000	

		雨水貯留浸透施設整備事業費	9,000
		川のまるごと再生プロジェクト推進費	2,500,000
		砂防施設費	137,000
		急傾斜地崩壊対策費	74,000
		社会資本整備総合交付金（砂防）事業費	376,000
		社会資本整備総合交付金（区画整理）事業費	113,620
		公共団体区画整理事業県道整備費	13,411
		つくばエクスプレス沿線地域整備推進費	1,439,282
		街路整備費	697,937
		社会資本整備総合交付金（街路）事業費	885,432
	4 都 市 計 画 費	まちのシンボルロード整備費	4,660
		公園等施設管理費	109,300
		公園等施設整備費	876,400
		埼玉スタジアム2002公園管理運営費	242,452
		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	17,117
		社会資本整備総合交付金（公園）事業費	746,130

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 特別支援学校費	小児医療センター新病院建設費（特別支援学校）負担金	6,952
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	平成26年発生森林管理道災害復旧費	17,255
		平成26年発生森林ふれあい施設災害復旧費	16,549
	2 土木施設災害復旧費	平成26年発生土木施設災害復旧費	67,294
		平成26年発生都市施設災害復旧費	377,640

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	5 農地費	かんがい排水事業費	101,430	かんがい排水事業費	180,930
		団体営土地改良事業費	11,300	団体営土地改良事業費	30,700
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (維持) 事業費	100,000	社会資本整備総合交付金 (維持) 事業費	591,722
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持) 事業費	280,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持) 事業費	968,000
	3 河川費	社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	562,000	社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	3,950,912
		社会資本整備総合交付金 (急傾斜地) 事業費	30,527	社会資本整備総合交付金 (急傾斜地) 事業費	208,527
	4 都市計画費	新たな森建設費	349,720	新たな森建設費	660,233

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ラグビーワールドカップ2019開催自治体分担金	平成27年度から 平成29年度まで	県と熊谷市がラグビーワールドカップ2019の開催自治体となった場合において、開催基本契約に基づき県と熊谷市が連帯して公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会に出捐する分担金の額

第5表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
平成26年度減収補填債	555,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	41,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	38,000		(補正前に同じ。)	
県有施設整備事業	2,727,000	同上	同上	同上	2,333,000		(同上)	
埼玉高速鉄道株式会社 出資金	2,792,000	同上	同上	同上	0			
埼玉高速鉄道株式会社 貸付金	2,807,000	同上	同上	同上	0			

<p>埼玉高速鉄道株式会社 経営再構築支援事業</p>	<p>32,751,000</p>	<p>同</p>	<p>上 同</p>	<p>償還期限は、30年以内とし、その他条件については、債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。</p>	<p>31,622,000</p>	<p>(補正前に同じ。)</p>		
<p>試験研究機関等 設備整備事業</p>	<p>59,000</p>	<p>同</p>	<p>上 同</p>	<p>政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。</p>	<p>57,000</p>	<p>(同</p>	<p>上)</p>	

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緑の森博物館用地購入事業	528,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	524,000		(補正前に同じ。)	
身近な緑公有地化事業	54,000	同上	同上	同上	41,000		(同上)	
広域廃棄物埋立処分場整備事業	739,000	同上	同上	同上	611,000		(同上)	
防災ヘリコプター消防無線高度化推進事業	105,000	同上	同上	同上	89,000		(同上)	

防災行政無線 高度化推進事業	1,449,000	同	上	同	上	同	上	1,336,000	(同	上)
消防学校施設整備事業	78,000	同	上	同	上	同	上	45,000	(同	上)
小児医療センター 新病院建設費(救急救命 士養成所)負担金	148,000	同	上	同	上	同	上	138,000	(同	上)
小児医療センター 新病院建設費(発達障害 支援総合推進センター (仮称))負担金	145,000	同	上	同	上	同	上	134,000	(同	上)
心身障害児(者)援護 施設等整備事業	1,546,000	同	上	同	上	同	上	1,471,000	(同	上)
老人福祉施設整備事業	7,940,000	同	上	同	上	同	上	7,235,000	(同	上)
総合リハビリテーション センター設備整備事業	114,000	同	上	同	上	同	上	89,000	(同	上)
児童福祉施設整備事業	336,000	同	上	同	上	同	上	322,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健所等低公害車整備事業	17,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	14,000		(補正前に同じ。)	
小児医療センター新病院建設費（総合医局機構）負担金	226,000	同	同	同	223,000		(同)	
農業大学校移転整備事業	1,464,000	同	同	同	1,454,000		(同)	
鶴ヶ島試験地移転整備事業	449,000	同	同	同	448,000		(同)	
農業基盤整備事業	706,000	同	同	同	565,000		(同)	

直轄事業（土地改良） 負担金	84,000	同	上	同	上	同	上	63,000	（同	上）
西部地域振興ふれあい 拠点施設整備事業	2,329,000	同	上	同	上	同	上	2,117,000	（同	上）
県単独道路建設事業	13,810,000	同	上	同	上	同	上	13,794,000	（同	上）
道路事業	5,932,000	同	上	同	上	同	上	5,948,000	（同	上）
県単独河川改修事業	5,515,000	同	上	同	上	同	上	5,509,000	（同	上）
河川事業	3,589,000	同	上	同	上	同	上	3,188,000	（同	上）
砂防事業	711,000	同	上	同	上	同	上	362,000	（同	上）
直轄事業負担金	24,851,000	同	上	同	上	同	上	20,909,000	（同	上）
県単独街路事業	1,407,000	同	上	同	上	同	上	1,343,000	（同	上）
街路事業	1,998,000	同	上	同	上	同	上	1,230,000	（同	上）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独公園事業	2,152,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	2,146,000		(補正前に同じ。)	
公園事業	536,000	同上	同上	同上	403,000		(同上)	
警察署等低公害車整備事業	24,000	同上	同上	同上	23,000		(同上)	
警察署庁舎建設事業	1,293,000	同上	同上	同上	1,208,000		(同上)	
県立高等学校建設事業	5,175,000	同上	同上	同上	4,659,000		(同上)	

県立特別支援学校 建設事業	630,000	同	上	同	上	同	上	536,000	(同 上)
社会教育施設整備事業	838,000	同	上	同	上	同	上	762,000	(同 上)
小児医療センター 新病院建設費(特別支援 学校)負担金	360,000	同	上	同	上	同	上	453,000	(同 上)
公立大学法人埼玉県立 大学施設整備事業	255,000	同	上	同	上	同	上	229,000	(同 上)
土木施設災害復旧事業	44,000	同	上	同	上	同	上	32,000	(同 上)
教育施設災害復旧事業	119,000	同	上	同	上	同	上	49,000	(同 上)
水道用水供給事業出資金	2,417,000	同	上	同	上	同	上	1,592,000	(同 上)
臨時財政対策債	199,200,000	同	上	同	上	同	上	201,659,000	(同 上)

平成26年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

平成26年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,680,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ513,375,351千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		285,708,185	4,680,166	290,388,351
	1 一般会計繰入金	191,886,082	4,736,424	196,622,506
	2 特別会計繰入金	1,819,103	△56,258	1,762,845
歳入合計		508,695,185	4,680,166	513,375,351

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		508,695,185	4,680,166	513,375,351
	1 公債費	508,695,185	4,680,166	513,375,351
歳出合計		508,695,185	4,680,166	513,375,351

平成26年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

平成26年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80,485千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,929,492千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		15,009,976	△80,485	14,929,491
	1 証紙収入	15,009,976	△80,485	14,929,491
歳入合計		15,009,977	△80,485	14,929,492

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		15,001,977	△80,485	14,921,492
	1 一 般 会 計 繰 出 金	15,001,977	△80,485	14,921,492
歳 出 合 計		15,009,977	△80,485	14,929,492

平成26年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ572,656千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,062,977千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		52,757	△3,700	49,057
	1 財産運用収入	52,757	△3,700	49,057
2 繰入金		7,300,000	△546,691	6,753,309
	1 基金繰入金	7,300,000	△546,691	6,753,309
4 諸収入		6,282,875	△22,265	6,260,610
	1 貸付金元利収入	6,282,875	△22,265	6,260,610
歳入合計		13,635,633	△572,656	13,062,977

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,635,633	△572,656	13,062,977
	1 市町村振興事業費	13,635,633	△572,656	13,062,977
歳 出 合 計		13,635,633	△572,656	13,062,977

平成26年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,224千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ372,608千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		177,520	175	177,695
	1 国庫負担金	177,520	175	177,695
2 財産収入		18,786	△1,399	17,387
	1 財産運用収入	18,786	△1,399	17,387
歳入合計		373,832	△1,224	372,608

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		373,832	△1,224	372,608
	2 基金積立金	18,787	△1,224	17,563
歳 出 合 計		373,832	△1,224	372,608

平成26年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

平成26年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,089千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ548,397千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		474,488	△35,089	439,399
	2 貸付金元利収入	474,412	△61,779	412,633
	3 雑 入	5	26,690	26,695
歳 入	合 計	583,486	△35,089	548,397

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小規模企業者等設備導入資金		581,486	△35,089	546,397
	1 資 金 貸 付 費	581,486	△35,089	546,397
歳 出	合 計	583,486	△35,089	548,397

平成26年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,668千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,692千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定収入		66,494	△41,000	25,494
	1 繰入金	5,017	△4,987	30
	3 諸収入	51,504	△26,041	25,463
	4 県債	9,972	△9,972	0

2 就農支援資金業務勘定収入		804	△358	446
	1 繰入金	764	△684	80
	2 繰越金	38	326	364
3 農業改良資金貸付勘定収入		10,907	△1,310	9,597
	1 繰越金	10,907	△1,310	9,597
4 農業改良資金業務勘定収入		2,155	0	2,155
	1 繰入金	1,901	△1,901	0
	2 繰越金	248	1,901	2,149
歳入合計		80,360	△42,668	37,692

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定		66,494	△41,000	25,494
	1 就農支援資金貸付費	66,494	△41,000	25,494
2 就農支援資金業務勘定		804	△358	446
	1 管理指導事務費	794	△358	436
3 農業改良資金貸付勘定		10,907	△1,310	9,597
	1 農業改良資金貸付費	10,907	△1,310	9,597
歳 出 合 計		80,360	△42,668	37,692

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	9,972	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利率	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	0			

平成26年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,006,347千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ594,894千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		601,239	△6,358	594,881
	1 財産運用収入	86,904	△6,358	80,546
2 繰入金		1,000,000	△1,000,000	0
	1 繰入金	1,000,000	△1,000,000	0
3 繰越金		1	11	12
	1 繰越金	1	11	12
歳入合計		1,601,241	△1,006,347	594,894

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用 地 事 業 費		1,601,241	△1,006,347	594,894
	1 用 地 事 業 費	1,601,241	△1,006,347	594,894
歳 出 合 計		1,601,241	△1,006,347	594,894

平成26年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,543,327千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,834,139千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		8,250,959	△165,795	8,085,164
	1 住宅使用料	8,250,959	△165,795	8,085,164

2 国庫支出金		2,158,114	△585,155	1,572,959
	1 国庫補助金	2,158,114	△585,155	1,572,959
3 財産収入		403,301	48,095	451,396
	1 財産運用収入	47,261	135	47,396
	2 財産売却収入	356,040	47,960	404,000
4 繰入金		1,220,235	△619,076	601,159
	1 繰入金	1,220,235	△619,076	601,159
5 繰越金		1	263,892	263,893
	1 繰越金	1	263,892	263,893
6 諸収入		28,856	25,712	54,568
	2 雑収入	25,956	25,712	51,668
7 県債		2,316,000	△511,000	1,805,000
	1 県債	2,316,000	△511,000	1,805,000
歳入合計		14,377,466	△1,543,327	12,834,139

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		10,318,549	△1,529,591	8,788,958
	1 住宅管理費	5,671,716	△353,235	5,318,481
	2 住宅建設費	4,646,833	△1,176,356	3,470,477
2 繰出金		3,377,171	29,497	3,406,668
	1 繰出金	3,377,171	29,497	3,406,668
3 公債費		671,746	△43,233	628,513
	1 公債費	671,746	△43,233	628,513
歳出合計		14,377,466	△1,543,327	12,834,139

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		平成22年度 公営住宅建設費	6,416,717	平成22年度	382,115	6,044,142	平成22年度	382,115
				平成23年度	1,533,109		平成23年度	1,533,109
				平成24年度	3,153,066		平成24年度	3,153,066
				平成25年度	708,382		平成25年度	708,382
				平成26年度	640,045		平成26年度	267,470
		平成23年度 公営住宅建設費	5,150,007	平成23年度	308,649	4,694,259	平成23年度	308,649
				平成24年度	2,179,134		平成24年度	2,179,134
				平成25年度	1,541,889		平成25年度	1,541,889
				平成26年度	1,120,335		平成26年度	535,141
							平成27年度	129,446

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成24年度 公営住宅建設費	3,655,404	平成24年度	91,892	3,604,243	平成24年度	91,892
				平成25年度	390,564		平成25年度	390,564
				平成26年度	1,974,111		平成26年度	1,922,950
				平成27年度	1,198,837		平成27年度	1,198,837
		平成25年度 公営住宅建設費	1,119,928	平成25年度	44,546	1,118,721	平成25年度	44,546
				平成26年度	78,517		平成26年度	77,310
				平成27年度	488,024		平成27年度	488,024
				平成28年度	508,841		平成28年度	508,841
		平成26年度 公営住宅建設費	2,846,713	平成26年度	152,162	2,784,721	平成26年度	90,170
平成27年度	668,507			平成27年度	668,507			
平成28年度	1,832,482			平成28年度	1,832,482			
平成29年度	193,562			平成29年度	193,562			

		公 營 住 宅 耐 震 改 修 事 業 費	1,066,153	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	521,145 371,708 166,100 7,200	1,046,490	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	521,145 371,708 146,437 7,200
		公 營 住 宅 解 体 事 業 費	749,953	平成26年度 平成27年度	136,598 613,355	746,608	平成26年度 平成27年度	133,253 613,355

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	借上型県営住宅整備事業費	43,506

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,316,000	普通貸借 又証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,805,000		(補正前に同じ。)	

平成26年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87,483千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ532,153千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		558,231	△108,239	449,992
	1 繰入金	558,231	△108,239	449,992
3 繰越金		1	11,927	11,928
	1 繰越金	1	11,927	11,928
4 諸収入		61,403	8,829	70,232
	1 貸付金元利収入	60,893	8,170	69,063
	3 雑収入	352	659	1,011
歳入合計		619,636	△87,483	532,153

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金事業費		619,636	△87,483	532,153
	1 高等学校等奨学金事業費	619,636	△87,483	532,153
歳 出 合 計		619,636	△87,483	532,153

平成26年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,378,916千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,002,749千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		70,175	△9,293	60,882
	1 入 場 料 収 入	70,174	△9,293	60,881
2 投 票 券 発 売 収 入		27,066,419	△1,552,043	25,514,376
	1 投 票 券 発 売 収 入	27,004,418	△1,548,487	25,455,931
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,001	△3,556	58,445
3 財 産 収 入		246,057	△2,286	243,771
	1 財 産 運 用 収 入	246,056	△2,286	243,770

4 繰越金		2	5,716,759	5,716,761
	1 繰越金	2	5,716,759	5,716,761
5 諸収入		241,180	225,779	466,959
	2 収益事業収入	1	230,768	230,769
	3 雑収入	241,178	△4,989	236,189
歳入合計		27,623,833	4,378,916	32,002,749

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		209,388	△2,286	207,102
	1 公営競技総務費	209,388	△2,286	207,102
2 公営競技事業費		27,192,528	△1,561,149	25,631,379
	1 公営競技事業費	27,192,528	△1,561,149	25,631,379

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰出金		215,917	5,942,351	6,158,268
	1 繰出金	215,917	5,942,351	6,158,268
歳出	合計	27,623,833	4,378,916	32,002,749

平成26年度埼玉県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成26年度埼玉県病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度埼玉県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
3 主 なる 建 設 改 良 事 業	14,339,578 千円	△1,837,205 千円	12,502,373 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支

出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 病 院 事 業 費 用	53,271,451	1,813,794	55,085,245
第1項 医 業 費 用	47,402,470	△37,115	47,365,355
第3項 特 別 損 失	4,835,483	1,850,909	6,686,392

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,457,791千円」を「2,620,688千円」に、「3,768,792千円」を「1,931,689千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 資 本 的 収 入	11,937,033	△102	11,936,931	
第1項 企 業 債	9,743,000	△86,000	9,657,000	
第6項 受 託 金	971,759	85,898	1,057,657	

		支 出		(単位 千円)
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 資 本 的 支 出	16,394,824	△1,837,205	14,557,619	
第1項 建 設 改 良 費	14,339,578	△1,837,205	12,502,373	

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	がんセンター 新病院建設費	25,250,165	平成22年度	848,371	23,436,371	平成22年度	848,371
				平成23年度	3,287,163		平成23年度	3,287,163
				平成24年度	9,008,733		平成24年度	9,008,733
				平成25年度	9,141,965		平成25年度	9,141,965
				平成26年度	2,963,933		平成26年度	1,150,139
		小児医療センター 新病院建設費	37,288,984	平成25年度	579,852	37,776,538	平成25年度	579,852
				平成26年度	7,669,972		平成26年度	7,646,561
				平成27年度	28,852,791		平成27年度	13,137,216
				平成28年度	169,569		平成28年度	16,396,109
				平成29年度	16,800		平成29年度	16,800

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額中「9,743,000千円」を「9,657,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	22,736,549	△20,903	22,715,646

平成26年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成26年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	231,399 千円	△209,652 千円	21,747 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	2,166,848	△16,335	2,150,513
第1項 営 業 収 益	1,887,021	△16,335	1,870,686

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	1,915,878	△51,932	1,863,946
第1項 営業費用	1,784,427	△61,787	1,722,640
第2項 営業外費用	107,984	9,855	117,839

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「1,118,504千円」を「407,758千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 33,473千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62,797千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,190千円」に、「775,297千円」を「8,037千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,459,390	△76,000	1,383,390
第2項 長期貸付金償還金	1,308,000	△76,000	1,232,000

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	2,577,894	△786,746	1,791,148
第1項 建 設 改 良 費	1,248,160	△286,746	961,414
第2項 投 資 有 価 証 券	500,000	△500,000	0

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
		自家用発電設備 整備事業	655,013	平成26年度	231,399	655,013	平成26年度	21,747
				平成27年度	211,807		平成27年度	138,048
				平成28年度	211,807		平成28年度	495,218
		武蔵水路改築事業	904,684	平成21年度	20,038	953,861	平成21年度	20,038
				平成22年度	40,917		平成22年度	40,917
				平成23年度	85,273		平成23年度	85,273
				平成24年度	210,711		平成24年度	210,711

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費			平成25年度	121,653		平成25年度	121,653
				平成26年度	183,983		平成26年度	182,509
				平成27年度	242,109		平成27年度	292,760
		柿木浄水場排水処理 施設等更新事業	3,352,196	平成25年度	55,477	3,352,196	平成25年度	55,477
				平成26年度	646,123		平成26年度	646,123
				平成27年度	1,585,688		平成27年度	1,698,141
				平成28年度	1,064,908		平成28年度	952,455
		利根導水路大規模 地震対策事業	107,495	平成26年度	2,001	107,495	平成26年度	2,001
				平成27年度	8,720		平成27年度	9,315
				平成28年度	22,167		平成28年度	22,167
				平成29年度	22,222		平成29年度	22,222
				平成30年度	26,736		平成30年度	26,736
平成31年度	14,112			平成31年度	13,639			
平成32年度	8,032			平成32年度	8,032			
平成33年度	3,505	平成33年度	3,383					

平成26年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	7,102,596 千円	△ 3,058,686 千円	4,043,910 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	49,183,930	△ 40,625	49,143,305
第1項 営 業 収 益	43,494,055	△ 40,625	43,453,430

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	46,409,238	△ 949,548	45,459,690
第1項 営業費用	39,896,316	△ 1,357,916	38,538,400
第2項 営業外費用	6,272,807	408,368	6,681,175

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「18,070,368千円」を「17,151,883千円」に、「1,164,039千円」を「833,481千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 16,906,329千円」を「減債積立金 4,044,706千円及び過年度分損益勘定留保資金 12,273,696千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	17,840,842	△ 4,788,670	13,052,172
第1項 建設補助金	2,140,464	△ 457,884	1,682,580
第2項 企業債	10,043,000	△ 3,503,000	6,540,000

第3項 他会計出資金	4,750,361	△ 825,000	3,925,361
第4項 他会計補助金	216,331	△ 2,786	213,545

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	35,911,210	△ 5,707,155	30,204,055
第1項 建 設 改 良 費	18,622,435	△ 5,597,054	13,025,381
第2項 企 業 債 償 還 金	11,525,443	△ 86,698	11,438,745
第3項 他 会 計 か ら の 長期借入金償還金	1,308,000	△ 76,000	1,232,000
第6項 過 年 度 国 庫 補 助 金 返 還 金		52,597	52,597

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道水源開発 施設整備事業	70,950,289	平成16年度	4,510,469	70,950,289	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	5,557,622		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	4,218,824		平成22年度	4,218,824
				平成23年度	3,528,967		平成23年度	3,528,967
				平成24年度	2,672,647		平成24年度	2,672,647
				平成25年度	2,257,072		平成25年度	2,257,072
				平成26年度	3,118,331		平成26年度	2,130,851
				平成27年度	8,673,179		平成27年度	3,272,258
		平成28年度	2,277,387	平成28年度	5,237,212			

1 資本的支出	1 建設改良費			平成29年度	2,362,688		平成29年度	3,113,818
				平成30年度	2,381,129		平成30年度	3,036,217
				平成31年度	2,051,364		平成31年度	4,073,722
		中継ポンプ所 拡張整備事業	4,256,117	平成25年度	240,245	4,256,117	平成25年度	240,245
				平成26年度	2,036,535		平成26年度	1,536,495
				平成27年度	1,604,195		平成27年度	1,604,195
				平成28年度	375,142		平成28年度	875,182
		自家用発電設備 整備事業	5,534,308	平成26年度	1,656,055	5,534,308	平成26年度	84,889
				平成27年度	2,140,355		平成27年度	1,629,481
				平成28年度	1,165,288		平成28年度	3,015,976
				平成29年度	572,610		平成29年度	803,962
		武蔵水路改築事業	1,884,829	平成21年度	41,747	2,101,410	平成21年度	41,747
				平成22年度	113,096		平成22年度	113,096
				平成23年度	196,140		平成23年度	196,140
				平成24年度	466,043		平成24年度	466,043

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				平成25年度	260,639		平成25年度	260,639
				平成26年度	395,547		平成26年度	392,351
				平成27年度	411,617		平成27年度	631,394
		第一次送水管路 更新事業（支線）	6,500,425	平成24年度	301,949	4,387,964	平成24年度	301,949
				平成25年度	912,565		平成25年度	912,565
				平成26年度	2,082,424		平成26年度	2,082,424
				平成27年度	3,203,487		平成27年度	1,091,026
		荒川横断送水 管路更新事業	6,490,366	平成24年度	84,219	6,490,366	平成24年度	84,219
				平成25年度	291,124		平成25年度	291,124
				平成26年度	1,423,193		平成26年度	1,423,193
				平成27年度	2,253,111		平成27年度	1,061,032
				平成28年度	2,438,719		平成28年度	3,630,798
				平成26年度	1,398,588		平成26年度	480,078
				平成27年度	8,708,662		平成27年度	4,564,221

		水道施設 耐震化事業	35,590,410	平成28年度	6,595,000	35,590,410	平成28年度	8,718,460
				平成29年度	4,072,080		平成29年度	4,470,770
				平成30年度	4,976,160		平成30年度	5,949,999
				平成31年度	3,584,930		平成31年度	3,816,370
				平成32年度	1,667,840		平成32年度	1,916,880
				平成33年度	2,277,000		平成33年度	2,419,445
				平成34年度	2,310,150		平成34年度	3,254,187
		利根導水路大規模 地震対策事業	1,493,910	平成26年度	33,359	1,493,910	平成26年度	33,359
				平成27年度	150,878		平成27年度	161,488
				平成28年度	407,498		平成28年度	407,498
				平成29年度	368,069		平成29年度	362,538
				平成30年度	262,011		平成30年度	262,011
				平成31年度	132,143		平成31年度	128,541
				平成32年度	97,423		平成32年度	97,423
				平成33年度	42,529		平成33年度	41,052

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額中「10,043,000千円」を「6,540,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「985,768千円」を「982,982千円」に改める。

平成26年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成26年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(1) 主 なる 建 設 工 事	5,451,812 千円	△4,837 千円	5,446,975 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 費	697,427	13,627,414	14,324,841
第1項 営 業 費 用	635,023	△28,915	606,108
第3項 特 別 損 失	24,457	13,656,329	13,680,786

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「8,263,165千円」を「5,718,662千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	10,312,092	△2,544,503	7,767,589
第1項 建設改良費	5,451,812	△4,837	5,446,975
第2項 建設準備費	160,280	△15,600	144,680
第3項 長期性預金	1,000,000	△1,000,000	0
第4項 投資有価証券	3,500,000	△1,524,066	1,975,934

平成26年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成26年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 年間総処理水量	679,793,885 m ³	△14,657,670 m ³	665,136,215 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,862,449 m ³	△40,158 m ³	1,822,291 m ³
(4) 主なる建設工事	18,340,350 千円	△2,557,423 千円	15,782,927 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	49,836,261	△671,349	49,164,912

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1項 営 業 収 益	29,493,537	△769,708	28,723,829
第2項 営 業 外 収 益	20,342,723	△244,371	20,098,352
第3項 特 別 利 益	1	342,730	342,731

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 費	50,690,208	△1,506,991	49,183,217
第1項 営 業 費 用	48,279,387	△1,262,620	47,016,767
第2項 営 業 外 費 用	2,278,761	△244,371	2,034,390

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,890,154千円」を「4,859,792千円」に、「25,401千円」を「67,867千円」に、「3,877,270千円」を「3,804,442千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	20,835,663	△2,566,237	18,269,426
第1項 建 設 補 助 金	11,053,422	△1,586,742	9,466,680
第2項 建 設 負 担 金	4,111,118	△508,962	3,602,156
第3項 企 業 債	4,728,000	△510,000	4,218,000
第5項 他 会 計 補 助 金	169,258	31,674	200,932
第7項 雑 収 入	111	7,793	7,904

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	25,725,817	△2,596,599	23,129,218
第1項 建 設 改 良 費	19,485,256	△2,596,599	16,888,657

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「4,728,000千円」を「4,218,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「7,041,052千円」を「6,766,668千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年三月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人虹の会
- 三 代表者の氏名
長嶺 芳昭
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市白山台十九番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者・障がい児・高齢者に対して、生活支援及び自立支援に関する事業を行い、社会福祉の増進を図り、誰もが豊かに暮らせる社会の創造に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
児玉土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏 名	住 所
理事	林 秀 信	埼玉県本庄市児玉町上真下三百三十四番地五

二 退任

職名	氏 名	住 所
理事	吉 田 春 正	埼玉県本庄市児玉町下浅見九百八番地

告示

埼玉県告示第三百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坂之下 ①	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
坂之下 ②	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
坂之下 ③	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
坂之下 ④	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
坂之下 ⑤	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
城 ①	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
城 ②	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
城 ③	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

富田沢 2	牟礼沢 5・2	牟礼沢 5・1	牟礼沢 4	牟礼沢 3	牟礼沢 2	牟礼沢 1	小手指元町 1丁目	北野南 3丁目	堀之内	三ヶ島 1丁目・⑤	
平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。						
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊							

牟礼	富田・1	富田・2	県土整備事務所に備えて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所に備えて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
坂之下・①	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。
坂之下・②	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。
坂之下・③	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。
坂之下・④	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所

	<p>川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>城⑦</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>城⑧</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>下安松④</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>① 三ヶ島1丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>② 三ヶ島1丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>③ 三ヶ島1丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

<p>④ 三ヶ島1丁目、</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>堀之内</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>北野南3丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び所沢市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>牟礼沢2</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>牟礼沢4</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>牟礼沢5・1</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>牟礼沢5・2</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県熊谷県土整備事務所及び寄居町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

	<p>熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>		<p>熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>牟礼 3</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>牟礼</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>富田 1</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
<p>富田 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県 熊谷県土整備事務 所及び寄居町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―二四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県新座市菅沢二丁目千九百二十三番一 外八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百七・四立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百七十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一―四一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番地十七 他四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百三十立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一―二十二―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市緑区大字大崎字浅間入三千六百三十二番一 他八十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千一立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一―三〇―一 号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県富士見市大字水子字町谷前千八百七十九番一 他四十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百二十九・五六立方メートル

浸透効果量 〇・二四立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第三百七十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市柏原字上の原五百六十六番一 他四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千六百八十四立方メートル

浸透効果量 〇・一一五三立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十五号

越谷市から越谷都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

埼玉県景観計画を変更したので、景観法（平成十六年法律第一百十号）第九条第八項の規定において準用する同条第六項の規定により、その計画図及び計画書の写しを埼玉県都市整備部田園都市づくり課及び各県土整備事務所において縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>三芳富士見線</p>	<p>路線名</p>
<p>富士見市大字鶴馬字山室前一七九六番五地先から同市山室一丁目一三三九番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年四月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一〇四・二二メートル</p>	<p>備考 道路法第二十四条に基づく承認工事による。 平成二十七年一月三十日付け川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路区域の供用開始である。</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

路線名	県道ときがわ坂戸線
供用開始の区間	比企郡ときがわ町大字玉川字平松下中道 二八八番一地从先から同郡同町大字玉川 字沓形三二六四番一地从先まで
供用開始の期日	平成二十七年四月七日
備考	延長十二・七五メートル

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>県道平方東京線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字上根通六 三番一地先から 同市大字鶴ヶ曾根字上根通一二 二番三地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年四月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十年三月三十一日付け 埼玉県告示第四百六十三号 における道路区域の供用開 始である。延長一六九・一 メートル。</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>県道吉場安行東京線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>草加市柳島町字助三郎八番二地 先から 同市谷塚上町字大沼五六四番二 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年四月七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年三月三十一日 付け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第二十一号にお ける道路区域の一部供用開 始である。延長三三七・〇 メートル。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年四月七日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第十三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年三月二十四日
指定に係る道路の位置	<p>飯能市岩沢五百十三―二から 五百十二―三まで</p> <p>飯能市岩沢五百十三―二から 五百十二―三まで</p> <p>飯能市岩沢五百七十五―一から 六百十一―一まで</p> <p>飯能市岩沢五百四十二―二から 五百四十二―三まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十七・〇</p> <p>百九十三・〇</p> <p>二十三・〇</p> <p>五十九・二</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・六</p> <p>四・〇</p> <p>六・〇</p> <p>五・〇</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
次世代ゲノムシーケンサー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立がんセンター 用度担当
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 780 番地
- 3 落札者を決定した日
平成 26 年 12 月 19 日
- 4 落札者の氏名及び住所
レノバサイエンス株式会社
東京都文京区白山二丁目 2 番 11 号
- 5 落札金額
94,995,450 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 26 年 11 月 7 日

告 示

埼玉県病院事業告示第五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
NICU用患者監視装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター 用度担当
埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地
- 3 落札者を決定した日
平成 26 年 9 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原医療器械店
群馬県太田市清原町 4 番地の 6
- 5 落札金額
68,040,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 26 年 8 月 19 日

告 示

埼玉県教委告示第十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年四月七日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十七年四月十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十七年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について

ロ 平成二十七年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他